

(趣旨)

第1条 この規程は、佐久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年佐久市条例第15号。以下「基準等条例」という。）の規定に基づき、佐久市立国保浅間総合病院が行う介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、事業の提供を受ける者（以下「利用者」という。）が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択により、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供することを目指すものとする。

2 事業を行う者（以下「事業者」という。）は、事業の運営に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供する指定居宅介護サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正かつ中立に事業を行うものとする。

3 事業者は、関係市町村、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の事業者、介護保険施設等との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の設置等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862番地1

(職員)

第5条 事業所に置く職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1) 所長 1人（主任介護支援専門員とする。）

(2) 介護支援専門員 基準等条例第5条及び佐久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成30年佐久市規則第13号）第3条に規定する員数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な職員 所長が必要と認める員数

(職務)

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 所長は、適切な指定居宅介護支援が行われるよう業務を統括する。

(2) 介護支援専門員及びその他の職員は、上司の命を受けて業務に従事する。

(業務日及び業務時間)

第7条 業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

(1) 業務日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く。

(2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(提供方法等)

第8条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、事業の提供を受けようとする者（以下「利用申込者」という。）又はその家族に対し、この規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名

及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者の状況を正確に把握するために利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の課題を分析しなければならない。
- 5 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するに当たっては、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービスの原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）を事業所において開催し、又は担当者に対して照会することにより、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 6 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- 7 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めなければならない。
（事業の実施地域）

第9条 事業の実施地域は、原則として、佐久市、小諸市、北佐久郡及び南佐久郡の区域とする。
（料金等）

第10条 指定居宅介護支援を提供した場合の料金は、佐久市立国保浅間総合病院料金条例（平成17年佐久市条例第118号）に規定する料金とする。ただし、通常の事業の実施地域を越えて訪問した場合は、交通費を徴収できるものとし、その額は、実費の範囲内で別に定める。
（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
（秘密の保持）

第12条 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。事業所の従事者でなくなった後においても、同様とする。

- 2 介護支援専門員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いるときは、利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
（職員の研修）

第13条 所長は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規程の施行の日の前日までに、佐久市立国保浅間総合病院指定居宅介護支援事業運営規程（平成17年佐久市訓令第40号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月1日病院規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日病院規程第3号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日病院規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月14日病院規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。